



福県医発第1179号(地)

平成15年9月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 関原 敬次郎



「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」
及び「療育手帳制度の実施について」の一部改正について

標記の件につきまして、日本医師会より、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」が別紙のとおり一部改正される旨通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

平成15年9月11日

都道府県医師会
会 長 殿

日本医師会長
坪 井 栄 孝

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」
及び「療育手帳制度の実施について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」及び「療育手帳制度の実施について」の一部改正が行われ、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事宛等に通知が出されました。併せて、本会に対しましても周知、協力方依頼がありました。

本件は、特別児童扶養手当の認定請求の際の診断の簡素化を図るものであり、新旧対照表に示されているとおり、特別児童扶養手当の診断書の項目のうち療育手帳の取得の際に診断済みのものについては、その際に作成された資料（判定書等）を添付することにより、診断書の当該項目の記載を省略できることとするものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会管下関係医療機関等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

障 発 第 0827010 号
平成 15 年 8 月 27 日

社団法人日本医師会
会 長 坪 井 栄 孝 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における
障害の認定要領の一部改正について

障害福祉関係諸施策の実施に当たっては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛通知しましたので、御了知の上、周知協力方よろしく願いいたします。

障 発 第 0827009 号
平成 15 年 8 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における
障害の認定要領の一部改正について

特別児童扶養手当の認定要領については、昭和 47 年 9 月 16 日児発第 614 号厚生省児童家庭局長通知中の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領」により行われているところであるが、今般、当該認定要領の一部を別添とおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。

また、管内市区町村及び関係機関に対して周知方願いする。

新旧対照表

改 正 後	現 行
特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令別表第３における障害の認定要領 本文 （略） 別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令別表第３における障害の認定要領 １ （略） ２ （略） ３ （略） ４ 障害の認定に係る診断書等について （１） （略） （２） （略） （３）障害児が療育手帳制度要綱（昭和 ４８年９月２７日厚生省発児第１５ ６号各都道府県知事、指定都市市長 あて厚生事務次官通知の別紙）によ る療育手帳の交付を受けているとき の取扱いについては、障害の程度が 「Ａ」と記載されているものは令別 表第３の１級に該当するものとして 認定してさしつかえないこと。 <u>また、療育手帳に「Ａ」の記載が ない場合においても、診断書を作成 する医師は、診断書に記載すべき項 目の一部が療育手帳取得の際に児童 相談所若しくは知的障害者更生相談 所の長が判定に用いた資料（以下「療 育手帳取得の際の資料」という。） により明らかである場合は、当該療 育手帳取得の際の資料を当該診断書 に添付することをもって当該診断書 の該当項目の記載を省略することが できる。</u> なお、<u>これらの</u>場合には、特別児 童扶養手当認定請求書の備考欄にそ の旨記入すること。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令別表第３における障害の認定要領 本文 （略） 別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令別表第３における障害の認定要領 １ （略） ２ （略） ３ （略） ４ 障害の認定に係る診断書等について （１） （略） （２） （略） （３）障害児が療育手帳制度要綱（昭和 ４８年９月２７日厚生省発児第１５ ６号各都道府県知事、指定都市市長 あて厚生事務次官通知の別紙）によ る療育手帳の交付を受けているとき の取扱いについては、障害の程度が 「Ａ」と記載されているものは令別 表第３の１級に該当するものとして 認定してさしつかえないこと。 なお、<u>この</u>場合には、特別児童扶 養手当認定請求書の備考欄にその旨 記入すること。

(改正後全文(別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」のみ))

別 紙

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領

1 この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年7月4日政令第207号。以下「令」という。)別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(1) 法第2条第1項にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に令別表第3に該当する程度の障害があり、障害の原因となつた傷病がなおつた状態又は症状が固定した状態をいうものであること。

なお、「傷病がなおつた」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもつて「なおつた」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなつたとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となつた傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなつたときをいうものであること。

(2) 障害の程度は、令別表第3に定めるとおりであり、国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害程度の1級及び2級に相当するものであること。

(3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

ア 1級

令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

イ 2級

令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制

限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいう。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

- (4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）によつて行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

- (5) 障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。

ア 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと。

イ 精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となつた傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行つた日からおおむね2年後に再認定を行うこと。

ウ その他必要な場合には、イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこと。

なお、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を総合的に勘案して再認定期間を定めること。

エ 再認定を行う場合は、昭和42年12月9日児発第765号各都道府県知事あて本職通知「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」により行うこと。

- (6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。

なお、ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定については、「特別児童扶養手当及び特別障害者手当等におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について」（平成10年3月27日障企第24号通知）に定める事項に留意して認定を行うこと。

3 障害の状態を審査する医師について

- (1) 都道府県においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

- (2) 障害児の廃疾の状態は、令別表第3の内容からみて、複雑多岐にわたるものであるため、障害の状態を審査する医師には、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること。

なお、内科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師は、児童扶養手当制度における児童又は児童の父の障害の状態を審査する医師に兼務させても差しつかえないものであること。

4 障害の認定に係る診断書等について

(1) 各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添 2 「特別児童扶養手当認定診断書」によること。

(2) 障害児が身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けているときは、当該手帳に記載されている障害名及び等級表による級別によつて障害の程度が令別表第 3 の各号のいずれかに該当することが明らかと判定できる場合は、診断書を添付させることに代えて、特別児童扶養手当認定請求書に手帳に記載されている障害名及び等級表による級別並びに手帳番号を記入せしめ、これによつて認定しても差しつかえないものであること。

なお、認定にあつて障害の内容等について承知する必要がある場合には、都道府県又は指定都市の手帳関係事務主管課で保管する「身体障害者診断書」によること。

(3) 障害児が療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号各都道府県知事、指定都市市長あて厚生事務次官通知の別紙）による療育手帳の交付を受けているときの取扱いについては、障害の程度が「A」と記載されているものは令別表第 3 の 1 級に該当するものとして認定して差しつかえないこと。

また、療育手帳に「A」の記載がない場合においても、診断書を作成する医師は、診断書に記載すべき項目の一部が療育手帳取得の際に児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長が判定に用いた資料（以下「療育手帳取得の際の資料」という。）により明らかである場合は、当該療育手帳取得の際の資料を当該診断書に添付することをもって当該診断書の該当項目の記載を省略することができる。

なお、これらの場合には、特別児童扶養手当認定請求書の備考欄にその旨記入すること。

(4) 提出された診断書等だけでは、認定の可否を決定することができないため、法第 36 条第 2 項による再診を必要とする場合には、昭和 37 年 7 月 9 日発第 752 号各都道府県知事あて本職通知「児童扶養手当の障害認定にかかる再診の取扱いについて」に準じて行うこと。

(5) 精神の障害に係る認定診断書は、できる限り精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健指定医、精神保健福祉センターの医師、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の医師又は精神科の診療に経験を有する医師の作成したものとするよう指導されたいこと。

別添 1 （略）

別添 2 （略）

障発第0827008号
平成15年8月27日

社団法人日本医師会

会長 坪井 栄孝 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

「療育手帳制度の実施について」の一部改正について

障害福祉関係諸施策の実施に当たっては、日頃より御協力いただいているところであります。

今般、標記について、別紙のとおり各都道府県知事、指定都市市長宛通知しましたので、御了知の上、周知協力方よろしくお願いいたします。

障発第0827007号
平成15年8月27日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

「療育手帳制度の実施について」の一部改正について

療育手帳制度については、昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」により実施しているところであるが、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正することとしたので通知する。

(別添)

新旧対照表

改 正 後	現 行
療育手帳制度の実施について 第一 療育手帳の活用 1 (略) 2 (略) 特別児童扶養手当に関する事務処理にあたっては、療育手帳(重度障害の記載があるものに限る。)の提示があったときは、受給資格の認定又は障害に係る再判定のための、必要とされる診断書の提出は省略してさしつかえないものとし、その他の援助措置に関する具体的取扱いについては追って通知することとする。 <u>また、療育手帳に重度障害の記載がない場合においても、診断書を作成する医師は、診断書に記載すべき項目の一部が、療育手帳取得の際に児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長が判定に用いた資料(以下「療育手帳取得の際の資料」という。)により明らかである場合は、当該療育手帳取得の際の資料を当該診断書に添付することをもって当該診断書の該当項目の記載を省略することができる。</u> <u>なお、これらの場合には、特別児童扶養手当認定請求書の備考欄にその旨記入すること。</u> このほか、都道府県又は指定都市(以下「都道府県」という。)において実施する知的障害者に対する福祉施策の実施にあたっては、療育手帳の活用を図るよう十分配慮されたい。	療育手帳制度の実施について 第一 療育手帳の活用 1 (略) 2 (略) 特別児童扶養手当に関する事務処理にあたっては、療育手帳(重度障害の記載があるものに限る。)の提示があったときは、受給資格の認定又は障害に係る再判定のための、必要とされる診断書の提出は省略してさしつかえないものとし、その他の援助措置に関する具体的取扱いについては追って通知することとする。 このほか、都道府県又は指定都市(以下「都道府県」という。)において実施する知的障害者に対する福祉施策の実施にあたっては、療育手帳の活用を図るよう十分配慮されたい。

[改正後全文]

昭和48年 9月 27日児発第 725号
一部改正 昭和57年 10月 1日児発第 824号
平成 3年 9月 24日児発第 810号
平成 11年 1月 11日障第 761号
平成 11年 3月 31日障第 216号
平成 15年 8月 27日障発第 0827007号

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

療育手帳制度の実施について

標記については、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により「療育手帳制度要綱」(以下「要綱」という。)が示され、本年度から適用することとされたところであるが、その実施にあたっては、左記の事項にも十分配慮され、この制度の実効ある運用を期されたい。

第1 療育手帳の活用

- 1 療育手帳のねらいの一つは、知的障害児及び知的障害者(以下「知的障害者」という。)に対して、一貫した指導・相談等が行われるようにすることにあるので、指導・相談等を行う機関に対し、療育手帳の趣旨を十分徹底するとともに、指導・相談等を行った場合は、療育に参考となる事項を手帳に記録するよう指導されたい。

あわせて、保護者等に対しても、指導・相談等を受ける場合は、必ず療育手帳を提示するよう指導されたい。

- 2 知的障害者に対する援助措置として次に例示するようなものがあるが、これらの援助措置を受け易くすることも療育手帳のもう一つのねらいである。これらの援助措置を受ける場合には必ず療育手帳を提示するよう保護者等を指導するとともに、関係機関と十分協議のうえ療育手帳の提示があった時は、療育手帳により資格の確認等を行いすみやかにこれらの援助措

置がとられるよう措置されたい。

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 心身障害者扶養共済
- (3) 国税、地方税の諸控除及減免税
- (4) 公営住宅の優先入居
- (5) N H K 受信料の免除
- (6) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引

特別児童扶養手当に関する事務処理にあたっては、療育手帳（重度障害の記載があるものに限る。）の提示があったときは、受給資格の認定又は障害に係る再判定のための、必要とされる診断書の提出は省略してさしつかえないものとし、その他の援助措置に関する具体的取扱いについては追って通知することとする。

また、療育手帳に重度障害の記載がない場合においても、診断書を作成する医師は、診断書に記載すべき項目の一部が、療育手帳取得の際に児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長が判定に用いた資料（以下「療育手帳取得の際の資料」という。）により明らかである場合は、当該療育手帳取得の際の資料を当該診断書に添付することをもって当該診断書の該当項目の記載を省略することができる。

なお、これら場合には、特別児童扶養手当認定請求書の備考欄にその旨記入すること。

このほか、都道府県又は指定都市（以下「都道府県」という。）において実施する知的障害者に対する福祉施策の実施にあたっては、療育手帳の活用を図るよう十分配慮されたい。

第 2 名称及び記載事項

1 名称

手帳の名称は「療育手帳」とするが、別名を併記することはさしつかえない。

2 記載事項

記載事項については、要綱及び要綱別添の様式に示された事項に附加して福祉事務所、相談所等の所在地、福祉措置の内容概略等都道府県において必要な事項を記載されたい。

第 3 障害の程度の判定

- 1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は

「B」と表示するものとする。

(1) 重度

18歳未満の者

昭和39年3月13日児発第197号児童局長通知(「重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について」)の1対象児童の(1)又は(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知(「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」)の1の(1)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 前記通知の解釈にあたっては、知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとする。

(2) その他

(1)に該当するもの以外の程度のもの

- 2 障害の程度の区分については、1に定める区分のほか中度等の他の区分を定めることもさしつかえないものとする。
- 3 障害の程度については、交付後も確認する必要があるので、その必要な次の判定年月を指定するものとする。なお、次の障害の程度の確認の時期は、原則として2年後とするが、障害の状況からみて、2年を超える期間ののち確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさしつかえないものとする。

第4 療育手帳の交付手続

- 1 療育手帳は施設に入所している場合、在宅の場合の別を問わず全ての知的障害者を対象として交付するものであり、他の都道府県内の施設に入所している者については、当該措置をとった都道府県知事(指定都市にあっては市長とする。以下同じ。)が交付するよう取り扱われたい。この場合において、市(指定都市を除く。)町村長が当該措置をとったものであるときは、当該市町村を管轄する都道府県知事とする。
- 2 療育手帳の交付の申請は、要綱第5の1に示すように福祉事務所の長を経由して行うものであるが、福祉事務所を設置していない町村に居住地を有する知的障害者については、当該町村長を経由した後、管轄の福祉事務所の長を経由して申請するものとする。
- 3 療育手帳の交付の申請は、写真を添付して別添様式の申請書により行う

ものとする。

- 4 福祉事務所の長は、申請書を受け付けたときは、これを管轄の児童相談所又は知的障害者更生相談所の長を経由して、都道府県知事に進達するものとする。
- 5 児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、交付対象者について判定を行い、判定結果を申請書に記入のうえ、都道府県知事に進達するものとする。
- 6 判定にあたっては、当該交付対象者について児童相談所又は知的障害者更生相談所において、既に判定が行われているときは、当該既判定の結果に基づき申請書に必要事項を記入してさしつかえないものとする。この場合、次の判定年月については既判定のときのものと別々の時期を設定してさしつかえないものとする。
- 7 児童相談所又は知的障害者更生相談所以外の機関において、特別児童扶養手当又は障害福祉年金の受給資格の認定を受けている者について、既に判定が行われているときも、前記6の取り扱いと同様とする。
- 8 都道府県知事は、手帳の交付の可否を決定し、その結果を経由機関に通知するとともに交付を決定したものについては必要事項を記入し予備欄に航空割引の印を押印した療育手帳を管轄の福祉事務所の長（当該療育手帳の交付の申請が町村長を経由して行われたものであるときは、管轄の福祉事務所の長及び当該町村長とする。以下第5の1の（3）において同じ。）を経由して申請者に交付するものとする。

第5 療育手帳交付後の手続

1 障害の程度の確認

- （1）障害の程度の確認は、前回の判定の際に次の判定年月として示された時期に行うので、手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者にその旨、指導をされたい。
- （2）児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、障害の程度の確認のための判定を行ったときは、療育手帳の判定の記録欄に必要事項を記入し、これを療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に返付するとともに判定結果を都道府県知事に通知するものとする。
- （3）都道府県知事は、判定結果を確認し、確認内容を管轄の福祉事務所の長を経由して、療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に通知するものとする。

2 記載事項の変更の届出等

- （1）療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事項に変

更があったときは、療育手帳を添えて交付申請の例によりその旨都道府県知事に届け出るものとする。

ア 療育手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所

イ 保護者又は保護者の氏名若しくは住所

(2) 福祉事務所の長又は町村長は、(1)の届出に基づき療育手帳の記載事項を訂正し、これを返付するとともに、当該届出書を交付申請があった場合の例により、都道府県知事に進達するものとする。

(3) (1)の届出が他の都道府県の区域に住所を移した場合は、新住所地の都道府県知事は当該届出があった旨旧住所地の都道府県知事に通知するものとする。

なお、この場合、新住所地の都道府県における療育手帳の利用上必要がある場合は、既に交付されている手帳の訂正、返付にかえて、新たな手帳を交付することもさしつかえないものとする。

3 療育手帳の再交付

療育手帳をなくしたとき、記載欄に余白がなくなったとき等は療育手帳の再交付を行うものとし、この場合の申請手続きは、交付の申請の例によるものとする。

4 療育手帳の返還

療育手帳の交付を受けた者又はその保護者は、交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他療育手帳を必要としなくなったときは、これを都道府県知事に返還することとする。

第6 交付台帳の作成等

1 都道府県知事は、次の事項を記載した療育手帳交付台帳を作成するものとする。

(1) 交付番号及び交付年月日

(2) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 障害者の程度及びその確認に関する事項

(4) 旅客運賃割引の種別

(5) 保護者の氏名、住所及び続柄

(6) 再交付の年月日及び理由

2 都道府県知事は、療育手帳の交付を受けていた者が他の都道府県の区域に住所を移したとき、又は療育手帳の返還があったときは、当該療育手帳に関する部分を交付台帳よりまっ消するものとする。

3 児童相談所及び知的障害者更生相談所の長は、療育手帳に関する必要な事項を児童記録票又は指導台帳に記録するものとする。

- 4 福祉事務所の長及び福祉事務所を設置しない町村の長は、療育手帳の交付の申請及び交付に関する必要な記録簿を作成するものとする。

第7 その他の事項

- 1 すでに都道府県において、知的障害者を対象とした手帳が交付されているときは、できるだけすみやかにこの制度による手帳に切り換えるようにされたい。切り換えが困難な場合であって、都道府県知事からの協議に基づき本職が承認したものについては、さし当り既存の手帳をこの制度による手帳として取り扱うものとする。
- 2 前記第1～第6に示した事項のほか、各種の届出、通知の様式、関係機関相互の通知等事務処理上必要な事項については、各都道府県知事が定めるものとする。
- 3 要綱又はこの通知により都道府県知事が行うものとされている事務については、各都道府県の実情に応じ、福祉事務所、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長に委任できるものとする。
- 4 各都道府県知事は、療育手帳制度について実施要綱を定めるものとし、定めた場合は、すみやかにその写しを本職あて送付されたい。